

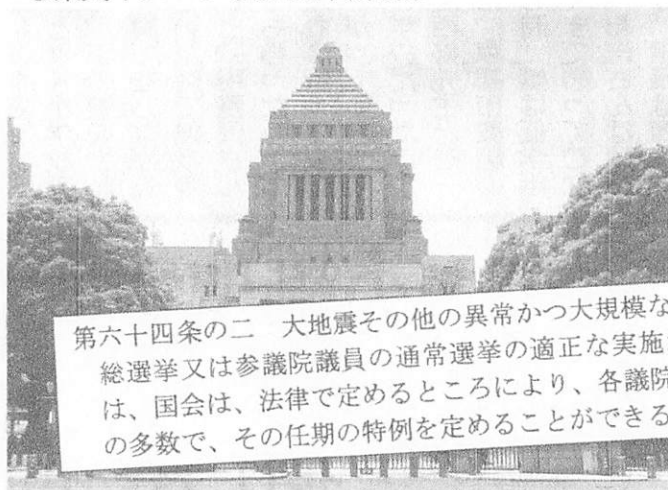
いまなぜ？

改憲論議

閉会した国会憲法審査会では、改憲派の与野党から、緊急事態で選挙ができないときに国会議員の任期延長を認める規定を憲法に新設することが主張されました。解散や任期満了により衆議院または参議院の議員が不在になり、議会の意思決定ができなくなる事態を防ぐことが理由とされています。

しかし、現行制度上も緊急の備えは設けられています。憲法は、衆議院解散の日から40日以内に総選挙を行い、選挙の日から30日以内に国会を召集することとされていますが、閉会中緊急の必要があれば参議院の緊急集会を開くことで緊急時の備えとしています（54条1、2項）。なお、同条の文言は衆議院の「解散」の場合を規定していますが、当然任期満了による場合を含んでいると解釈することができ（もちろん解釈）、憲法制定当時の議論もその前提があったと考えることができます。そして、半数改選制を採用する参議院は、常に半分の議員が議会を構成して緊急集会を開くことができますから、完

国会議員の任期延長について自民党が示している条文イメージ(たたき台素案)



第六十四条の二 大地震その他の異常かつ大規模な災害により、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の適正な実施が困難であると認めるときは、国会は、法律で定めるところにより、各議院の出席議員の三分の二以上の多数で、その任期の特例を定めることができる。

権力の暴走許す危険性が ⑮(最終回)緊急事態における議員の任期延長

全に国会の機能が失われる事態は生じないこととなります。

さらに、公職選挙法でも、天災などで投票を行うことができない場合、別期日に改めて投票する制度(繰延投票/57条1項)などがあります。

以上の諸制度を前提にし、さらに不在者投票制度の拡充等の対策を講じても、全国的に長期間選挙ができず、議会在機能が機能しないという事態(法制度を支える立法事実)は、そもそ

も想定しにくいと考えられます。

例えば、コロナ禍の下でも感染状況は地域的に偏りがあり、感染対策を採っても全国的に選挙ができない状況があったかは疑問です。緊急事態宣言下の2020年7月に東京都知事選挙は実施されました。

むしろ、緊急事態を理由に選挙を行わない弊害を考える必要がある。

コロナ禍で体験したように、緊急事態こそ権力による人権侵害の恐れが高まりますから、選挙は重要性を増します。その時に選挙を停止すれば、国民が主権者として「全国民を代表する選挙された議員(43条)」を選出し、国会を通じて内閣を監視する(66条3項)機会を奪ってしまいます。

さらに、自民党の緊急事態条項案は、国会の法律によらず、内閣の政令で人権制限を可能とするわけですから、権力の暴走に歯止めをかける機会がまったくなくなりそうです。

太平洋戦争の開戦が、緊迫した内外情勢を理由に、衆議院の任期を1年延期していた間に起きたことは、歴史の教訓とすべきだと思えます。(白土哲也弁護士)

(おわり)